

第22期 第31回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成29年3月28日(火曜日) 午後2時00分～午後2時50分				
開催場所	苫小牧市役所第2庁舎2階 北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	工藤 良一
	黒坂 章	山内 幸子	佐久間 貴子	谷口 隆昌	山本 まり子
	丹羽 秀則			計	11名
欠席委員					
議事録署名委員	亀谷 正司	野村 真理子			

審議内容

報告第1号 苫小牧市農業委員会委員の失職について

委員氏名	失職の理由	失職年月日
五十嵐 堅司	平成29年3月1日付けで、いぶり農業共済組合が他の農業共済組合と合併し、みなみ北海道農業共済組合となり、これに伴い、左記の者がみなみ北海道農業共済組合で理事及び組合員でなくなったため。	平成29年3月1日付

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

土 地 の 表 示				土地所有者の住所・氏名
所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	
	公 簿	現 況		
宮前町1丁目4番	畑	畑	874.00	■■■市 ■■■町■■丁目■■番■■■号 ■■■
宮前町2丁目1番	畑	畑	890.00	
転 用 の 詳 細				備 考
1 転用の目的 宅地として売却 2 転用の時期 届出受理後				

審議結果

原案承認

議案第1号-1 農用地利用集積計画について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	2 8 - 8	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■■番地■	
				氏名又は名称		■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■町■■丁目■■-■■ ■■■■■■■■■■	
				氏名又は名称		■■ ■■
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所 在		地 番	現況地目	面 積(㎡)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前		171 番 1	畑	15,721	賃借権	普通畑
設定する利用権						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期		終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 29 年 4 月 1 日		平成 30 年 3 月 31 日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年 12 月末迄に ■■■■氏に直接支払い		
						賃借権

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称				性 別		年 齢		農作業従事日数	
■■ ■■■				男		83 歳		360 日	
設定を受ける土地の面積(㎡)				現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(㎡)				主たる経営作目	
農 地		15,721		農 地	112,951		牧 草		
そ の 他									
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	農業専従者		2 人 (2 人)	—	—	—	トラクター 他 農機具	4 台一式
		農業補助者	主として農業に従事する者						
女	1 人		従として農業に従事する者						

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 1

議 案 第 1 号 - 2 農用地利用集積計画について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	28-9	利用権の設定を受ける者		住 所	■■市■■■■■■番地■		
				氏名又は名称		■■ ■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■■■番地■		
				氏名又は名称		■■ ■	
利用権を設定する土地						設定する利用権	
所 在		地 番	現況地目	面 積(㎡)		利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢		9番1の内 10番1の内 10番2の内	畑	190,311.00の内 40,000.00 67,416.00の内 46,245.00 1,614.44の内 404.44 合計 86,649.44		賃借権	普通畑
設定する利用権						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期		終期		借賃(円)	借賃の支払方法		
平成29年4月1日		平成33年3月31日		■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	11月末迄に■ ■■氏の口座に振込み		
						賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称				性 別		年 齢		農作業従事日数	
■■ ■■				男		45 歳		360 日	
設定等を受ける土地の面積 (㎡)				設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 (㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目	
農 地		86, 649. 44		農 地		264, 336. 86		蔬菜 ハスカップ ブロッコリー 大豆 秋小麦	
そ の 他		－							
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 （構成員）		農業従事者 （内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力 （年間延日数）		種 類	数 量	種 類	数 量
男	2 人	農業専従者		4 人 (2 人)	－	－	－	トラクター プラオ ロータリー カルチベーター スプレイヤー コンバイン 小麦乾燥施設 他 作業機	3 台
		農業補助者	主として農業に従事する者	人 (人)					1 台
女	3 人		従として農業に従事する者	1 人 (人)					3 台
		2 台							
									2 台
								2 台	
								6 台	
								一式	

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 2

議 案 第 2 号 平成29年度の下限面積(別段の面積)について

【方針】現行の下限面積(別段の面積)30アールの変更は行わない。

【理由】平成28年度の農地利用状況調査において遊休農地はなかったが、農地利用円滑化団体に委任されている農地が3筆4.9ha及び、今年度作付けされず、このままだと遊休農地化してしまうと思われる農地が2筆5.0haの計5筆9.9haの未利用農地を確認しており、本市農業の現状から農地法施行規則第17条第2項を適用し、引き続き現行の下限面積(別段の面積)とすることで新規就農の促進と農地の有効利用が図られるものと判断されるため。

審議結果

原案可決

議 案 第 3 号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

別紙3 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

別紙4 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

審議結果

原案可決

議 案 第 4 号 苫小牧市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の設置に関する規程について

苫小牧市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の設置に関する規程

審議結果

原案可決

その他

- (1) 第32回農業委員会総会の開催について
4月28日(金) 午後2時から開催。

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 2 2 期第 3 1 回農業委員会総会 議案第 1 号－1 受付番号 8 番
 (利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■		譲渡（貸）人： ■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事しない家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事しないと見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的としない権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 22 期第 31 回農業委員会総会 議案第 1 号－2 受付番号 9 番
 (利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■		譲渡（貸）人： ■■ ■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事しない家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事しないと見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	